

補助金の見直しについての提言書

平成 24 年 10 月

土浦市補助金等検討委員会

補助金の見直しについての提言書

土浦市補助金等検討委員会規則の規定に基づき，土浦市が交付する補助金について検討したので，その見直しについての基本的な考え方を次のとおり提言いたします。

土浦市長 中 川 清 殿

平成 24 年 10 月 22 日

土浦市補助金等検討委員会

委員長 横 須 賀 徹

副委員長 説 田 賢 哉

委 員 安 達 順 子

委 員 荒 木 雅 江

委 員 飯 田 洋 子

委 員 飯 村 延 夫

目 次

1	はじめに	3
2	補助金の見直しに当たって	
(1)	平成 13 年度提言の検証	4
(2)	補助金の現状の分析	5
3	補助金の見直しの視点	8
4	補助金見直しの方法	
(1)	見直しのフローチャート	9
(2)	補助金の分類及び審査方法	9
5	補助金の審査結果	
(1)	判定について	1 3
(2)	審査における意見について	1 4
6	今後の補助金の在り方について	1 6
7	終わりに	1 8
参考資料		
	土浦市補助金等検討委員会審議経過	2 0
	土浦市補助金等検討委員会委員名簿	2 1
	土浦市補助金等検討委員会規則	2 2

別冊

補助金審査結果一覧表

1 はじめに

地方財政は、長引く景気先行きの不透明感に加え、少子高齢化の影響などによる税収の落ち込みが見込まれる中、行政需要は拡大する傾向にあり、ますます厳しい環境にある。市民のニーズに確実に答えていくためには、厳しい事業の選択やスクラップアンドビルドなど行財政改革をより一層進めていかねばならない。

本市では、平成 13 年度に「土浦市行財政改革大綱」（第 2 次大綱）に基づき、補助金について、補助金等検討委員会において見直しが検討され、その整理合理化、適正化に向けた提言がなされたところである。

それから 11 年が経過し、この間に新治村との合併も経て、本市の社会経済状況も大きく変わる中、平成 23 年 4 月に「第 4 次土浦市行財政改革大綱」を策定し、改革の基本方針の一つである、「効率的・効果的な行政運営」に向け、地域主権に対応した行政経営を推進するため、改めて補助金等の見直しが位置付けられたところである。

このようなことから、当補助金等検討委員会は、平成 24 年度に予算化されている全補助金 165 件について検討するものとし、委員会の会議を全て公開した上で、個々の補助金についての現状分析をはじめ、その必要性や妥当性について様々な視点から審査し、検証した。

以下、その検討経過と考え方を明記し、当委員会の提言とするものである。

2 補助金の見直しに当たって

(1) 平成 13 年度提言の検証

本市では、平成 13 年度に補助金等検討委員会（以下「H13 委員会」という。）を開催し、個々の補助金の現状分析をはじめ、あらゆる視点から検討、検証を行い、提言を受けている。

H13 委員会における検討内容の概要は、次のとおりである。

○対象件数等

- ・平成 13 年度補助金 200 件 1,439,391 千円（予算額の 3.8%）
- ・うち見直し対象 123 件 629,396 千円（国県補助，政策的目的補助等を除外）
- ・うち審査対象 108 件 519,244 千円（4つのフィルターによる）

○検討結果・提言

・廃止すべきもの	36 件	14,043 千円
・削減すべきもの	49 件	411,186 千円
・条件を付して継続させるもの	23 件	94,015 千円
計	108 件	519,244 千円

提言を受けた 108 件の補助金のうち、平成 24 年度も予算化されているものは、65 件である。

この中には、「廃止すべき」と提言された補助金のうち 11 件が含まれる。この 11 件が存続している理由については、各々個別の事情による理由や目的が認められるが、市の施策上その必要性を否定はできないものの、事業内容等から見れば目的に沿ったものなのか疑義は残るため、「廃止すべき」との方針は継続されるべきであり、補助対象事業・経費の内容やその金額については、改めて精査し、公益性や受益者負担の在り方など、その妥当性について、H13 委員会の提言の趣旨を踏まえ、再度原点に戻り、検討されたい。

なお、現実には廃止できない諸般の事情があることが、補助金の見直しの難しさの一端を垣間見せていると言える。

○平成 13 年度審査対象補助金提言別の平成 24 年度予算状況

区分	廃止すべきもの		削減すべきもの		条件付継続のもの		計	
H13 年度	36 件	14,043 千円	49 件	411,186 千円	23 件	94,015 千円	108 件	519,244 千円



H24 年度	11 件	3,761 千円	42 件	338,654 千円	12 件	60,200 千円	65 件	402,615 千円
廃止	24 件	—	7 件	—	11 件	—	42 件	—

(注) 平成 13 年度に廃止すべきものとした 36 件のうち、2 件（小学校教職員研修補助金，中学

校教職員研修補助金)は同一のものとカウントしたため、平成24年度計は35件としている。

(2) 補助金の現状の分析

ア 補助金予算額の推移

平成13年度からの補助金予算の推移は下表のとおりであり、予算規模に対する構成割合は3.1%から4.4%の間となっている。平成23年度は、全額国費を財源とする地域バイオマス利活用施設整備事業補助金を計上したため高い割合となっており、通常ベースでみれば2.7%である。

平成24年度は、景気の足踏み状態や地価の下落により市税収入が落ち込む中、東日本大震災の経験を踏まえた防災対策の強化、合併特例債活用事業の推進など、将来を見据えた予算となっており、補助金については、震災による住宅復旧補助金などが計上されている。

【一般会計当初予算額の変遷】

年度	一般会計予算額	補助金予算額, 構成比			備考
平成13年度	37,670,000 千円	200 件	1,439,391 千円	3.8%	補助金検討年度
平成17年度	40,150,000 千円	182 件	1,337,271 千円	3.3%	旧土浦市最終予算
平成18年度	43,090,000 千円	184 件	1,357,853 千円	3.2%	合併後予算
平成22年度	45,570,000 千円	166 件	1,393,607 千円	3.1%	
平成23年度	50,010,000 千円	148 件	2,183,324 千円	4.4%	バイオマス補助 840 百万円
平成24年度	48,888,000 千円	157 件	1,684,826 千円	3.4%	住宅復旧補助 300 百万円

【特別会計の平成24年度補助金予算額】

国民健康保険	15,235,389 千円	4 件	54,305 千円	0.4%	人間ドック検診等補助
後期高齢者医療	1,245,741 千円	2 件	4,713 千円	0.4%	人間ドック検診等補助
下水道事業	5,187,853 千円	2 件	5,250 千円	0.1%	下水道接続事業等補助

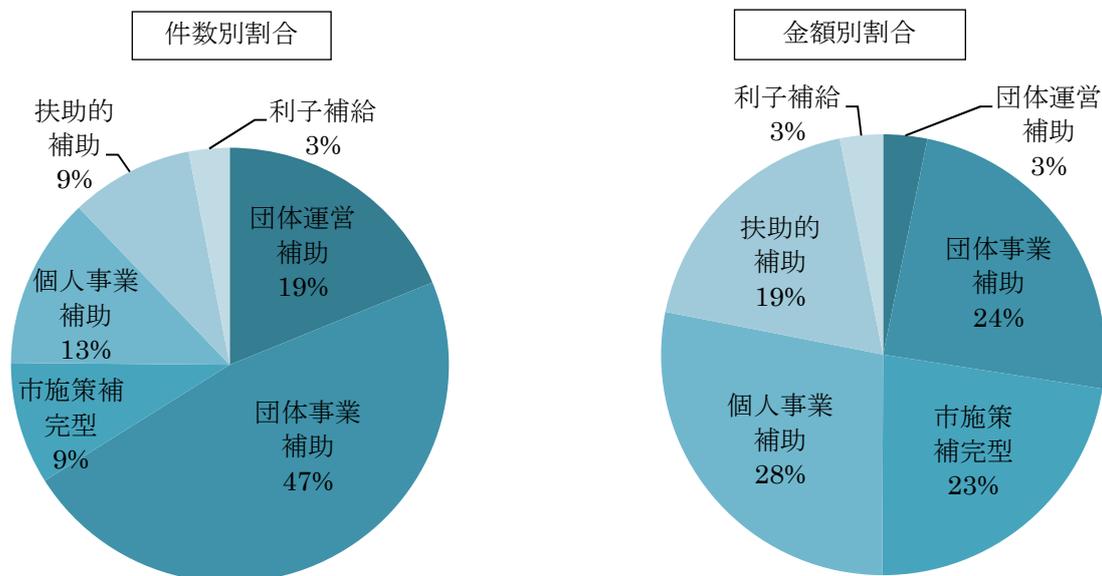
平成24年度予算 補助金 計 165 件 1,749,094 千円

※ 件数は補助金の種類数であり、交付対象者別件数は1,200件以上となる見込みである。

イ 補助金の性質別，H13 委員会提言別件数，平成 24 年度予算額

単位：件，千円

分 類	廃止		削減，継続		その他		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
団体運営補助	7	900	16	49,013	8	6,008	31	55,921
団体事業補助	4	2,861	27	96,662	47	324,890	78	424,413
市施策補完型			8	207,555	7	187,805	15	395,360
個人事業補助					21	490,920	21	490,920
扶助的補助			2	66,876	13	260,857	15	327,733
利子補給					5	54,747	5	54,747
計	11	3,761	53	420,106	101	1,325,227	165	1,749,094



平成 24 年度に予算化された補助金を分類すると，件数では団体事業補助が半数近くを占めるが，金額では 4 分の 1 ほどにとどまり，1 件当たりの平均は 540 万円ほどである。

金額では，団体事業補助，市施策補完型，個人事業補助，扶助的補助で全体の 94%を占めている。個人事業補助や扶助的補助の金額が件数に比して大きいのは，被災住宅復旧補助金（300 百万円），私立幼稚園就園奨励費補助金（182 百万円）など，その種類ごとに総額を 1 件（種類）としてカウントしているためであり，交付件数（交付対象者数）とは異なる。

ウ 決算額の推移

本市の歳出決算額及び補助金に係る決算額（支出額）の推移は、次のとおりである。平成 18 年度は、補正予算で補助金を増額したため（土木費等）、決算額が当初予算額を上回っている。

なお、平成 22 年度及び 23 年度は、市内民間事業者に対する地域バイオマス利活用施設整備事業補助金（1,568 百万円、全額国庫補助）を、また、平成 23 年度は東日本大震災による被災住宅復旧補助金（277 百万円）を計上したほか、震災の影響により前年度からの民間保育所施設補助金の繰越しがあったため（107 百万円）、決算額、構成比ともに増大している。

【一般会計歳出決算額の変遷】

年度	歳出決算額	補助金決算額，構成比		備考
平成 13 年度	38,617,035 千円	1,262,687 千円	3.3%	補助金検討年度
平成 17 年度	41,935,192 千円	1,333,554 千円	3.2%	旧土浦市最終予算
平成 18 年度	44,741,462 千円	1,464,393 千円	3.3%	合併後予算
平成 22 年度	49,156,545 千円	1,952,694 千円	4.0%	バイオマス補助 695 百万円
	48,461,295 千円	1,257,444 千円	2.6%	通常ベース
平成 23 年度	52,372,349 千円	2,659,173 千円	5.1%	バイオマス補助 873 百万円等
	51,222,385 千円	1,509,209 千円	2.9%	通常ベース

【特別会計の平成 23 年度補助金決算額】

国民健康保険	15,030,393 千円	52,298 千円	0.3%	人間ドック検診等補助
後期高齢者医療	1,181,264 千円	4,548 千円	0.4%	人間ドック検診等補助
下水道事業	4,895,367 千円	2,042 千円	0.0%	下水道接続事業等補助

3 補助金の見直しの視点

今回の補助金の見直しに当たっては、主に次のような視点から、補助金を区分し、検討することとした。

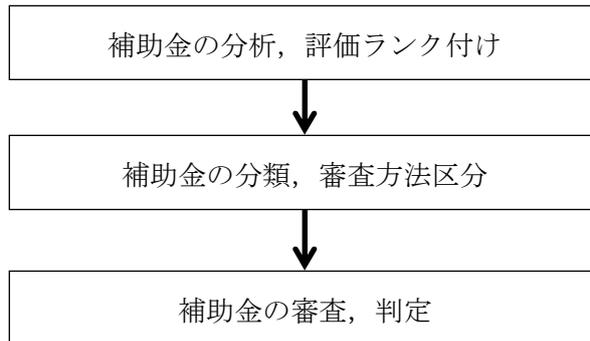
H13 委員会検討結果	平成 13 年度検討結果がどのように反映されているか、特に廃止の提言にもかかわらず存続している理由等の検証
補助金の性質	団体の運営補助や事業補助を中心とした検証。ただし、個人を対象とした購入補助・扶助的補助、利子補給は包括的審査で対応する。
補助率の態様	団体の公益性、補助の必要性の視点から、団体の活動と補助金の役割、自己負担があるべきものとその割合の検証
繰越額	予算規模や補助金額と比して多額の繰越金が恒常的に生じているものの検証
経費の内容	公金である補助金の対象として、私的支出としての性格の強い飲食費、慶弔費、旅費などが含まれているかの検証
長期間補助	長期間に及ぶ補助制度は、時々のニーズに合ったものであるか、目的、達成度、制度見直しの必要性の検証
補助金の額 (1 件単価)	経済的効果、影響の検証。ただし、委員会の効率的な審査のため、一定の基準額により包括的審査で対応する。

4 補助金見直しの方法

(1) 見直しのフローチャート

今回の補助金の見直しに当たっては、平成 24 年度に予算化されている全補助金 165 件について、限られた時間の中で効率的な検討を行うため、できるだけ多くの補助金の実態を踏まえるべく、補助金を外形的特徴に応じた分類をした上、個々の補助金の実態を審査した。

○見直し作業の流れ



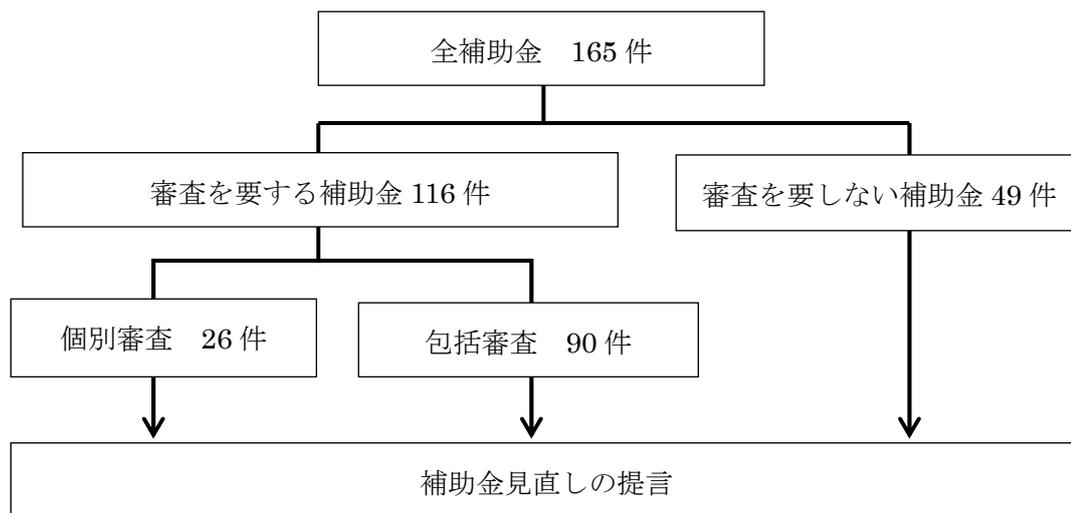
(2) 補助金の分類及び審査方法

ア 補助金の分類

平成 24 年度の全補助金（165 件）を検討の対象とし、効率的な検討を進めるため、評価シート等に基づき、審査区分基準を設け、次のように分類した。

審査区分		内 容	件数
審査を要するもの	個別審査	事業仕分け方式で担当課ヒアリングを行い、評価する。	26
	包括審査	書類審査の上、判定基準により包括的に評価する。	90
審査を要しないもの		別記オによる。	49
計			165

○分類・審査の流れ



イ 審査を要する補助金の審査方法の区分

審査を要する補助金（116件）は、補助金の性質、補助対象経費の内容、補助率、繰越額などの審査区分基準により、審査の必要度のランク付け及びグループ分けをし、ランクの高いものを個別審査し、その他についてはグループごとに包括的な審査をした。

ウ 審査区分基準の評点

前記によるランク付けをするため、機械的に次のような評価を行い、高い点数のものほど改善すべき要因が多いものとし、その評価点数、関連事項その他の要素を考慮し、個別審査を要するものを選別した。

○評価項目別評点

評価項目	個別審査の必要度				
	高い ←		→ 低い		
H13 検討結果	廃止 4	削減 2	H13 以降の新規 1		審査対象外 1
補助金の性質	団体運営 4	団体事業 3	施策補完型 3	個人事業 1	利子補給 0
補助率の種類	10/10 4	定額上限設定 3	1/2 以上 2	予算 1	1/2 未満 0
補助年数 (開始時期)	20 年以上 (H4 年以前) 3		10~19 年 (H5~H14) 1		10 年以内 (H15 以降) 0
補助金の額 (1 件単価)	50 万円を超える補助 2		25 超~50 万円以下の補助 1		25 万円以下の補助 0
繰越額	補助金額の 50%以上 3		補助金額の 10~50%未満 1		補助金額の 10%未満 0

○審査区分基準評点による点数分布

点数	補助金件数	審査除外件数	審査対象件数	備考
20～16点	3		3	個別審査対象候補
15点	6	1	5	
14	10	1	9	
13	12	2	10	
12	17	3	14	
11	16	1	15	
10点以下	101	41	60	
計	165	49	116	

この結果、評点の高いものを中心とし、それに関連するもの等を合同審査することも含め、次のように26件の個別審査対象補助金を選別した。

一般審査	事業内容、多額の繰越金、制度の長期化等の検証	17件
まちづくり関係合同審査	事業内容、補助対象内容経費の検証	2件
イベント関係合同審査	事業内容、補助対象内容経費の検証	7件

エ 補助金のグループ分け

個別審査以外の補助金90件は、評価シートの情報等により、その性質や内容、金額や補助率など、比較検討しやすいようになるべく類似の補助金同士でグループ分けし、グループごとに包括的に判定することを基本とした。グループ数は、結果として12グループに分類した。

○グループ別分類表

性質	区分	補助率、その他	審査対象件数	グループ名
団体運営補助 16件	H13年「廃止」とされたもの	定額、予算で定める額	4	A
	その他	定額、予算で定める額	12	B
団体事業補助 44件	主に地区が行うもの		9	C
	主にイベント事業補助		7	D
	補助率の高いもの	おおむね2分の1以上	9	E
	補助金が高額のもの		6	F
	補助率の低いもの	おおむね2分の1以下	13	G

団体補助(補完型)	市施策補完型事業補助	定額, 予算で定める額, 2分の1以内	6	H
個人的事業			4	I
扶助, 利子			7	J
その他	多額の繰越金のあるもの		6	K
その他	少額補助		7	L
計			90	

オ 審査を要しない補助金の理由別件数

次に掲げる区分に該当する補助金 49 件については、見直しに当たっての検討はするが、市の裁量で改善できないもの、改善等の効果を期待しないものや当委員会の審査になじまないものであるため、具体の審査を要しないものとした。

区 分	理 由	件数
国・県の制度であり、市の裁量の余地のない補助金（いわゆるトンネル補助など）	国・県の定めた要綱に従い、国・県支出金を財源として市が交付するため、市は補助金制度の改善ができない。	19
廃止が決定しているもの、24年度限り制度化した補助金	新年度予算への反映が不要である。	7
政策目的で創設され3年を経過していない比較的新しい補助金	成果がまだ不十分と思われ、正確な評価判定が困難である。	10
産業文化事業団、社会福祉協議会の人件費補助金	外郭団体の在り方や経営そのものの検証が必要となり、補助金審査の範囲を超える。	2
事業仕分け（H22, H23 年度実施）に掛けた補助金	事業仕分けの結果を反映させるため、改めて重複した検討はしない。	10
合 計		49

5 補助金の審査結果

審査対象補助金 116 件について、前記のとおり区分し、審査を行った。

各補助金の判定結果及び審査において寄せられた意見については、これを十分に尊重し、平成 25 年度以降の補助金の予算編成に反映されることを望む。

(1) 判定について

審査における判定については、おおむね次の基準により、各委員の判定をもとに多数意見を採用し、委員会の判定とした。

なお、H13 委員会で「廃止すべき」との提言を受けた 11 件については、その趣旨は変わらないとみられる 6 件を「不要」とした。

ア 判定区分別件数

区 分	基準 (例)	件数
不 要 (廃止すべき補助金)	<ul style="list-style-type: none">・ 補助の目的を達成しており、交付する理由がないもの・ 社会経済情勢の変化等により、補助の目的がそぐわないもの・ 補助金交付の効果が期待できないもの	10
要改善 (見直しすべき補助金)	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付の目的・効果が不明確なもの・ 高額、高率の補助で減額すべきもの・ 補助目的から終期を明確化すべきもの・ 類似のものと整理統合すべきもの・ 補助以外の方法で制度を改めるべきもの	60
継 続 (現行どおり)	<ul style="list-style-type: none">・ 現行制度に問題がないもの	46
合 計		116
審査除外		49

イ 補助金の分類別判定状況

(単位：件，千円)

分 類	不要		要改善		継続		合計		審査除外	
	件数	H24 予算額	件数	H24 予算額	件数	H24 予算額	件数	H24 予算額	件数	H24 予算額
団体運営 補助	8	1,930	13	19,953	7	32,210	28	54,093	3	1,828
団体事業 補助	2	190	35	129,644	24	178,859	61	308,693	17	115,720
市施策補 完型			10	87,052	3	77,389	13	164,441	2	230,919
個人事業 補助			1	450	7	119,604	8	120,054	13	370,866
扶助的補 助			1	20	2	29,529	3	29,549	12	298,184
利子補給					3	52,051	3	52,051	2	2,696
計	10	2,120	60	237,119	46	489,642	116	728,881	49	1,020,213

ウ 各補助金の審査結果 別冊「補助金審査結果一覧表」のとおり。

(2) 審査における意見について

審査における委員の意見を集約すると、大要は次のとおりである。

項 目	主な意見
補助対象者について	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の存在自体がマンネリ化したり，その役割を終えていると思われ，見直すべきである。 ・同様な組織が乱立し，整理が必要，団体ごとに類似の補助金がある。 ・部会等下部組織に補助金を配分するだけの組織であり，その配分が適正なのか不明である。 ・団体の活動が民間でも行われており，必要ならば民間委託に替えるべきである。 ・存在意義の無くなった団体への補助が継続されており，団体の存在のための補助に見える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・すばらしい活動をしている団体もあり、活動継続のためにも、補助金に頼らない運営の仕組みを望む。
目的等について	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的な目的は理解できるが、事業費の精査が必要である。 ・長期間の補助の継続で、どれだけ効果があったのか数字で示すべきである。 ・何をどうするのかという目的をはっきりさせるべきである。 ・「市民との協働」をうたうならば、市民の理解を得られる内容とすべきである。 ・研修への補助では、自己研鑽は自費ですべきである。
経費について	<ul style="list-style-type: none"> ・補助ではなく、市の直接経費に組み替えて執行できるものがある。 ・内容を精査し、コストダウンを図り、補助金も減額すべきである。 ・定額補助金は、金額を使い切るという意識になり、事業の必要性が曖昧である。 ・会議費や飲食費の再検討をすべきである。 ・会費と補助金の使途区分がみえないため、明確にすべきである。 ・受益者負担や補助金以外の収入の確保を図り、補助金の減額に努めるべきである。
補助金の審査について	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料では、補助をする団体の目的や活動内容、経費の内容が分かりづらい。 ・下部組織への補助金は、下部組織の目的や活動内容、経費の内容を明らかにすべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントで毎年開催する必要があるのか、隔年開催等に見直すべきである。 ・繰越金があるのに補助をしているが、「その年の事業で支出しきる」補助金額とすべきである。

6 今後の補助金の在り方について

前記の審査を踏まえ、現行の補助金制度には、いくつかの問題点や課題が散見されたので、その改善に向けた取組や、今後の補助金の望ましい在り方について、当委員会の意見は、次のとおりとする。

(1) 補助金交付基準の明確化

補助金の交付目的を明確にし、補助事業者のどの事業、どの経費に対して補助をするのか、適正な補助の割合等を十分に検討し、透明性を図るべきである。

団体の組織運営に係る経費の補助（団体運営補助）については、補助金の目的は、団体が存在するためではなく、団体の事業活動が公益性を有することから補助するものであり（団体事業補助）、補助金の対象を明確化し、事業補助へ切り替えるべきである。

また、下部組織に補助金を配分している事例があるが、下部組織での補助金の使途が不明であるため、これが明らかになるよう改善を求める。

(2) 補助金対象経費の明確化

補助事業の種類にもよるが、補助金の原資が税金であることを再認識し、補助対象経費から私的性格の強い飲食費、視察費、慶弔費など公的な援助である補助事業とは直接関係のないと思われる一般管理費的な経費は、除外すべきである。

これら経費に補助金を充当していない場合でも、会計処理上の区分のないものがほとんどであり、受益者負担の原則を明らかにし、補助団体において補助対象経費とそれ以外の経理区分の明確化が望ましい。

(3) 補助金対象事業等の見直し、充実、整理統合

昭和 30 年代から長期間にわたって存続する補助金の事例がみられたが、創設当時とは社会背景等が異なり、補助金を交付する理由が薄れたり、失われたものもある。その効果等の検証を行い、市民が求めるニーズを的確に捉え、それに応える補助制度に改編するべきである。

イベント等の開催経費への補助金については、その集客状況などの実態をしんしゃくし、人気の低迷しているもの等は、隔年開催や内容変更等の見直しも検討され、一方で、伝統的、文化的なイベントなどの補助金については、内容を精査の上、有意義なものとなるよう努められたい。

防災対策や医療の確保などは、対象事業を精査し、補助金の目的効果に鑑み、更なる充実した事業を実施できるよう努められたい。

また、類似の目的や事業を行う団体が複数存在している例が見受けられ、それぞれに別件の補助金が交付されているが、重複することによるロスや無駄が懸念されるため、当該団体とも協議

され、公平性や効率性の観点からも、団体や補助金の整理統合に努められたい。

このように、これまでに築き上げた既存事業を土浦市の資源として捉え、新たな視点から見直し、有効に活用して、より効果的な事業に再生する努力が必要である。

(4) 補助率等の適正化

補助率が10分の10であるもの、定額であるもの、予算で定める額とされているものがあるが、原則として補助対象経費の2分の1以内にするものとすべきである。

補助事業の中には全額補助金を財源とするものがあるが、こうした制度下では、補助金を使い切り、「消化する」意識となり、コスト削減はできない。特に定額補助の場合、事業費の多寡にかかわらず一定額の補助金が交付され、多額の繰越金が生じている事例も見受けられるので、金額の精査を行うか、又は補助率を定め、補助金額の適正化を図るべきである。

市施策補完型の補助金は、性格的に委託料に近いものであるが、受益者負担など収入確保や経費の精査等により、補助金への依存体制を検証されたい。

(5) 補助金の交付期間または終期の設定

補助金は公益性について常にチェックする必要があることから、交付期間又は終期を設定し、一定の期間（3年ないし5年）ごとに成果等を検証し、改めて交付について判断すべきである。また、長期間に及ぶ補助金交付は、補助金の既得権化につながり、好ましいことではなく、交付期間の上限を設定すべきである。

(6) 補助金の交付に当たっての審査等

補助金申請書及び収支計画書、補助金実績報告書及び収支決算書など、補助金の一連の手續に係る書類は、補助金制度にとって極めて重要な書類であることから、分かりやすい内容で、経理の区分が明確なものであるよう、改善することが必要であり、その審査においても、チェック項目や過程が明らかなものである必要がある。また、執行状況や補助金の使徒、効果等をチェックし、検証するため、第三者による評価や補助団体に対する監査なども必要である。

(7) 透明性の確保、協働への取組み

補助金制度は、市が政策目的を達成するための重要な手段の一つであり、市民活動にも密接な関わりを持つものである。また、その財源は市民の税金であることから、制度の運用に当たっては、常に公益性、公平性、明確性と市民への説明責任が求められ、その制度や運用には透明性が確保されている必要がある。また、「市民との協働」を進める観点から、広く市民等からの提案型事業を募り、当該事業に対する補助制度の導入を検討することも必要と考える。

7 終わりに

長引く景気の低迷や急速に進む少子高齢化などから、税収等の伸びが見込めない中であって、国、地方を問わず厳しい財政状況が続いている。一方、市民ニーズはますます増大し、満足度の高い行財政運営を展開していくためには、限られた財源を有効に配分していくことが不可欠である。

このような背景から、補助金等検討委員会は、限られた時間ではあったが、行財政改革の一端を担うべく、補助金の検討を実施したところである。

今回検討の対象とした補助金は、平成 13 年度にも検討されたものが数多くあり、おおむねその提言に沿った改善が見受けられたが、中には当時とほとんど変わらないものも少なくなかった。一つの補助制度の長期化は、既得権化・形骸化するおそれがある上、社会経済情勢が目まぐるしく変わる中であっては、常にその時々状況に合わせた改善が求められる。多様化する市民ニーズに応えるためにも、限られた財源を最大限に有効に活用するためには、常にスクラップアンドビルドが必要である。

こうしたことから、補助金については不断の見直しが必要であり、今回のような見直しが今後も定期的に実施されることを望むものである。その際、次の見直しで用いられる基準（フィルター）の予想、先取りをし、それに適合するような新しい補助金制度を構築することが肝要である。また、この提言がどのように施策に反映されたのか、あるいは反映されなかったのか、明らかにする必要がある。

審査した補助金の中には、先進的で今後の市の施策の中心になると思われるものや市の活性化に大いに寄与しているもの、市民の健康や生活に有意義なものもあり、補助金についてもあくまで財源は税金であるという視点に立って、内容等の積極的な見直しを行いながら、当委員会の提言を反映し、補助金制度の更なる充実を図ることを望むものである。

参 考 資 料

土浦市補助金等検討委員会審議経過

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

土浦市補助金等検討委員会規則

土浦市補助金等検討委員会審議経過

平成 24 年 7 月 6 日	<p>第 1 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長挨拶 ・ 委員長，副委員長の選任 ・ 土浦市の補助金等見直しについての事務局からの説明 ・ 補助金等の概要についての事務局からの説明 ・ 検討の進め方についての審議
平成 24 年 7 月 31 日	<p>第 2 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 検討方法についての審議 ・ 審査対象の選別，評価方法についての審議 ・ 審査日程についての確認
平成 24 年 8 月 23 日	<p>第 3 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 「廃止」とされた補助金，多額の繰越金のある補助事業，少額補助金の包括審査 ・ 個別審査（9 件）
平成 24 年 8 月 27 日	<p>第 4 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別審査（9 件）
平成 24 年 8 月 28 日	<p>第 5 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別審査（8 件） ・ 個別審査（再審査 4 件）
平成 24 年 10 月 15 日	<p>第 6 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回から第 5 回委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 個別審査結果の検証，審議 ・ 包括審査結果の検証，審議 ・ 提言書についての審議

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

	氏 名	職 業 等
委員長	横須賀 徹	常磐大学教授
副委員長	説田 賢哉	土浦市行財政改革推進委員会委員
委 員	安達 順子	元株式会社常陽リビング社編集委員
委 員	荒木 雅江	税理士
委 員	飯田 洋子	土浦市事業仕分け市民判定員経験者
委 員	飯村 延夫	株式会社飯村精機代表取締役

土浦市補助金等検討委員会規則

平成 12 年 5 月 31 日 規則第 42 号

(設置)

第 1 条 市が交付する補助金等(土浦市補助金等交付規則(平成 13 年土浦市規則第 36 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を検討するため、土浦市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に助言するものとする。

- (1) 補助金等についての基本的な考え方に関すること。
- (2) 補助金等の現状及び問題点に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、第 2 条の規定による助言がなされたときまでとする。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長公室財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。